

株主各位

東京都港区麻布台二丁目4番5号
メソニック39MTビル
株式会社SHIFT
代表取締役社長 丹下大

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、慎重に検討いたしました結果、昨年に引き続き「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」にて、本総会を開催することといたしました。本総会会場にご来場いただかなくとも、株主様専用ウェブサイトにて会場の様子をリアルタイムでご視聴いただくことが可能です。株主の皆様におかれましては、4頁に記載の「株主総会インターネット参加のご案内」をご確認の上、ご自身の健康と安全面を最優先にご検討いただき、**当日のご来場は極力控えていただきますようお願い申し上げます。**

なお、本バーチャル株主総会は「参加型」で実施いたします。当日、インターネットにてご参加いただく株主様は、当日の議決権行使及びご質問等を行うことは出来かねます。事前に議決権を行使いただける場合は、お手数ながら、**後記の株主総会参考書類をご検討の上、書面もしくはインターネット等にて議案に対する賛否を2021年11月25日（木曜日）午後6時15分までに**ご表示いただきますようお願い申し上げます。

また、本総会においては感染拡大防止のためソーシャルディスタンスを保つべく、会場規模を大幅に縮小し、座席数を20名様に限定させていただきます。本総会会場にてご出席を希望される株主様は、5頁に記載の「株主総会ご来場の事前登録のご案内」をご確認の上、必ず事前に登録をお願いいたします。なお、ご来場いただきましても発熱・咳等の症状が見受けられる株主様、マスクをご着用いただけない株主様、検温にご協力いただけない株主様については入場をお断りさせていただきますので、予めご了承ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年11月26日（金曜日）午後1時00分
（受付開始 午後0時30分）
2. 場 所 東京都港区芝公園4丁目1番4号
メソニック38MTビル2階
株式会社SHIFT 大研修室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項 1. 第16期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）事
報告事項 業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人
及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）計
算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する
譲渡制限株式ユニット制度に係る報酬決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役に対する譲渡制限株式ユニ
ット制度に係る報酬決定の件 |
| 第7号議案 | 資本金の額の減少の件 |

以 上

-
- ◎ 株主総会終了後、引き続き、株主の皆様当社へのご理解をより深めていただくため、「事業説明会」を開催する予定です。4頁に記載のURLよりご参加いただけます。
- ◎ 当社は、法令及び定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を当社ウェブサイト（<https://www.shiftinc.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会の招集ご通知には記載していません。
- ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」
- なお、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会がそれぞれ会計監査報告

及び監査等委員会報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.shiftinc.jp/>)に掲載させていただきます。
- ◎ 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.shiftinc.jp/>)に掲載させていただきます。

～株主総会インターネット参加のご案内～

当日の株主総会にご自宅等からでもご参加し、株主総会の様子を視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ中継を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。

1. 配信日時

◎ 2021年11月26日（金曜日） 午後1時00分～株主総会及び事業説明会終了まで

※配信ページは、開始時間30分前の午後0時30分頃に開設予定です。

※天変地異やライブ中継を担うスタッフのコロナウイルス感染等により、ライブ中継を配信できなくなる可能性がございます。配信中止の際は、当社ウェブサイトにてご案内しますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

2. 視聴方法

◎ 視聴URL：<https://3697.ksoukai.jp>

株主様認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主番号」をあらかじめご用意の上、アクセスをお願い致します（議決権行使書を投函する前に必ずお手元にお控えください。）

①ID：議決権行使書に記載されている「株主番号」（8桁）

②パスワード：株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」（8月末時点）

◎ インターネット参加方法において株主総会にご参加いただけるのは株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

また、視聴を希望される場合、事前に上記URLにて参加申し込みをお願い申し上げます。

※株主総会当日の参加申し込みも可能です。

なお、上記URLにて視聴環境のテストを事前に行っていただけます。ご活用ください。

また、事業説明会についても同URLで視聴が可能です。



3. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

◎ 株主総会当日に限りお問い合わせ窓口を設置いたします。ご不明点がある方は、下記にお問い合わせください。

《ID・パスワードに関するお問い合わせ先（三菱UFJ信託銀行株式会社）》

0120-191-060（株主総会当日の午前9時～株主総会及び事業説明会終了まで）

《配信環境等インターネット視聴に関する技術的なお問い合わせ先（株式会社ブイキューブ）》

03-4556-9254（株主総会当日の午前9時～株主総会及び事業説明会終了まで）

4. インターネット参加にかかるご留意事項

- ◎ インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、インターネット参加を通じて株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議を行うことはできません。議決権行使は、行使期限にご留意いただいたうえで、郵送もしくはインターネットにてお願いいたします。
- ◎ ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので予めご了承ください。
- ◎ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

～株主総会ご来場の事前登録のご案内～

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年も引き続き座席数を大幅に縮小し、座席数を20名様に限定させていただくことといたしました。座席数に限りがあることから、本株主総会へのご出席は「事前登録制」とさせていただきます。以下の申込フォームからお申込みいただき、受付開始時刻以降の先着順とさせていただきます。事前登録をされずにご来場いただきました株主様につきましては、本会場へご入場いただけませんので予めご了承ください。

1. 事前登録のお申込み

- ◎ 受付期間：2021年11月10日（水曜日）午前9時00分

～2021年11月25日（木曜日）午後6時15分

※ただし、座席数に達し次第、事前登録の受付は終了いたします。

- ◎ 申し込みフォームURL：<https://bit.ly/3E7RExY>

※事前登録のお申し込みの際、当社が取得した株主様の個人情報
は本総会終了後14日間経過したのちに削除いたします。当該個人
情報を本総会に関する業務及び本総会において感染者が発生した
場合等における感染拡大防止の目的以外に使用することはござい
ません。



2. ご来場に際しての留意点

- ◎ 必ずマスクをご着用の上、ご来場ください。
- ◎ 当日は、受付において検温させていただき、37.3℃以上の発熱のある株主様や、体調がすぐれないようにお見受けする株主様、マスクのご着用、アルコールによる手指消毒にご協力いただけない株主様につきましては会場へのご入場をお断りさせていただきます。
- ◎ 会場内におきましても、体調がすぐれないようにお見受けする株主様は、運営スタッフがお声がけし、ご退場をお願いする場合がございます。スタッフの指示に従っていただきますようお願いいたします。
- ◎ 議長を含めすべての出席役員と弊社スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ◎ 当日は、開催時間短縮のため、報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明等は省略させていただきますので、予め当招集ご通知をご確認願います。

～書面による議決権行使のご案内～

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年11月25日（木曜日）午後6時15分までに到着するようご返送ください。

～インターネットによる議決権行使のご案内～

1. 議決権行使サイトについて

- ◎インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- ◎インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ◎インターネットによる議決権行使は、2021年11月25日（木曜日）午後6時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ◎議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ◎株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ◎株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ◎議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
 - ◎セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
 - ◎スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
- ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

◎郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

◎インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料等）は、各株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資することから、完全電子化による株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することができるよう、定款変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更の効力は、産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認（以下「本確認」といいます）を受けることを条件として、本確認を受けた日をもって生じるものといたします。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条（株主総会の招集） 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条（株主総会の招集） 1. 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 2. <u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（株主総会の招集に関する経過措置）</p> <p><u>第12条（株主総会の招集）の変更は、産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案で取締役という）5名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はありません。取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	<p>たんげ まさる 丹下 大 (1974年9月22日生)</p> <p>再任</p>	<p>2000年4月 株式会社インクス（現 SOLIZE株式会社）入社 2005年9月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2012年9月 SHIFT GLOBAL PTE LTD Director（現任） 2017年3月 ALH株式会社 取締役（現任） 2019年1月 株式会社アッション 取締役 2019年1月 株式会社さうなし 取締役 2019年3月 株式会社システムアイ 取締役（現任）</p>	5,781,800株
<p>取締役候補者の選任理由</p> <p>丹下大氏は、当社創業経営者であり、企業経営における幅広い見識と豊かな経験を有し、卓越したリーダーシップを発揮していることから、当社グループの持続的な企業価値向上を実現するために必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			
2	<p>ささき みちお 佐々木 道夫 (1957年3月7日生)</p> <p>再任</p>	<p>1982年3月 リード電気株式会社 （現 株式会社キーエンス） 入社 1999年6月 同社 取締役APSULT事業部長 兼事業推進部長 2000年12月 同社 代表取締役社長 2010年12月 同社 取締役特別顧問 2017年5月 株式会社瑞光 社外取締役（現任） 2018年6月 東京エレクトロン株式会社 社外取締役（現任） 2018年11月 当社 社外取締役 2019年11月 当社 社外取締役（監査等委員） 2020年11月 当社 取締役副社長（現任）</p>	一株
<p>取締役候補者の選任理由</p> <p>佐々木道夫氏は、株式会社キーエンスの代表取締役社長を務めた経験をもとに、当社の社外取締役として、当社の営業組織の強化にも大きく貢献した実績があり、当社グループが、売上高1,000億円達成に向け、高付加価値を生みさらなる成長を実現するために同氏の知見が必要であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
3	<p style="text-align: center;">こばやし もとや 小林 元也 (1979年2月13日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>2003年4月 株式会社インクス（現 SOLIZE株式会社） 入社 2007年4月 当社入社 2009年11月 当社 ソフトウェアテスト事業部長 2013年5月 当社 執行役員 2014年11月 当社 取締役（現任） 2015年4月 株式会社SHIFT PLUS 取締役（現任） 2017年3月 ALH株式会社 取締役（現任） 2017年8月 株式会社メソドロジック 取締役（現任） 2018年5月 Airitech株式会社 取締役（現任） 2019年3月 株式会社システムアイ 取締役（現任） 2019年6月 SHIFT ASIA CO., LTD. 取締役（現任）</p>	131,900株
<p>取締役候補者の選任理由</p> <p>小林元也氏は、当社創業メンバーの一人であり、当社の基幹事業であるソフトウェア事業を立ち上げ、サービスの確立と当社グループの発展を牽引してまいりました。同氏は、当社グループ複数社の取締役を務める等、当社グループの事業及び組織を熟知していることから、今後の当社グループの成長に必要な知識と経験を有していると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
4	<p style="text-align: center;">はっとり たいち 服部 太一 (1974年11月16日生)</p> <p style="text-align: center;">新任</p>	<p>1998年4月 日本電信電話株式会社（後、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に分社化）入社 2006年6月 株式会社リクルートホールディングス 入社 2012年10月 Indeed Inc. 2014年4月 同社 Vice President, Finance 2018年4月 同社 Senior Vice President, Finance 2019年4月 同社 CFO 2021年1月 株式会社リクルートホールディングス 帰任 2021年7月 当社 執行役員（現任）</p>	一株
<p>取締役候補者の選任理由</p> <p>服部太一氏は、グローバル企業においてCFOを務めた経験をもとに、財務会計を中心として経営管理に関する豊富な経験と広い見識を有しており、今後の当社グループの経営管理領域の強化に向けて同氏の知見が必要であると判断し、取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	むらかみ たかふみ 村上 誠典 (1978年8月16日生) 再任 社外 独立	2003年4月 ゴールドマン・サックス証券会社(現 ゴールドマン・サックス証券株式会社) 入社 2017年7月 シニフィアン株式会社設立 代表取締役(現任) 2020年3月 ベルフェイス株式会社 社外取締役(現任) 2020年11月 当社 社外取締役(現任)	一株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 村上誠典氏は、資本市場との対話、ガバナンスおよびESGに関する豊富な経験と広い見識を有しており、社外取締役として当社を監督いただくことで、今後当社グループがさらなる成長を加速させるために必要な資本市場との対話力の強化とガバナンス強化推進を期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		
6	もとや ふみこ 元谷 芙美子 (1947年7月8日生) 再任 社外 独立	1966年4月 福井信用金庫 入社 1971年6月 信金開発株式会社(現アパ株式会社) 取締役(現任) 1980年12月 アパホテル株式会社設立 取締役 1994年2月 アパホテル株式会社 代表取締役社長(現任) 2015年12月 アパホールディングス株式会社 取締役(現任) 2020年11月 当社 社外取締役(現任) 2021年5月 株式会社ティーケービー 社外取締役(現任)	3,100株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 元谷芙美子氏は、経営者としてアパホテルおよびアパグループを日本最大級のホテルチェーングループに成長させた実績があり、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、成長を続ける当社の経営全般を監督いただくことで当社の経営体制がさらに強化できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 各取締役候補者の選任が承認された場合、任期は本総会終結の時から2022年8月期に係る定時株主総会の終結の時までの予定であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 村上誠典氏及び元谷芙美子氏は社外取締役候補者であります。
4. 村上誠典氏及び元谷芙美子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合は、独立役員として指定する予定であります。
5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してから年数について
村上誠典氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
元谷芙美子氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
6. 当社は、村上誠典氏、元谷芙美子氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏らの選任が承認された場合は、引き続き上記責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令等に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害は填補されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を当社が全額負担しております。各取締役候補者が取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者

となります。当該保険契約の保険期間は2022年4月1日までですが、同程度の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	あらい ゆうすけ 新井 優介 (1975年1月1日生) <input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	1998年4月 有限会社辰巳商事 入社 2004年1月 サンコーテクノ株式会社 入社 2006年1月 みずず監査法人(旧中央青山監査法人) 入所 2007年8月 隆盛監査法人 入所 2008年12月 EY新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2016年7月 東陽監査法人 入所	一株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 新井優介氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で法人の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として企業会計に関する高度な専門的知識と豊富な経験を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	ちしき けんじ 知識 賢治 (1963年1月27日生) 再任 社外 独立	1985年4月 鐘紡株式会社 入社 1998年4月 株式会社リサーチ 代表取締役 2004年5月 株式会社カネボウ化粧品 取締役兼代表執行役社長・最高執行責任者(COO) 2006年1月 同社 代表取締役社長執行役員 2010年6月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ 代表取締役社長 2015年10月 日本交通株式会社 代表取締役社長 2018年11月 当社 社外取締役 2019年11月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年6月 石井食品株式会社 社外取締役(現任) 2021年6月 株式会社オンワードホールディングス 社外取締役(現任) 2021年6月 株式会社ソラスト 社外取締役(現任)	一株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>知識賢治氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が経営者として、特にガバナンス体制や人材戦略について豊富な経験と幅広い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者の選任が承認された場合、任期は本総会終結の時から2023年8月期に係る定時株主総会の終結の時までの予定であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 新井優介氏及び知識賢治氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、知識賢治氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。また、新井優介氏の選任が承認された場合、同氏につきましても独立役員として指定し、同取引所に届出る予定であります。
5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してから年数について
知識賢治氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。また、同氏の監査等委員である取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
6. 当社は、知識賢治氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き上記責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。また、新井優介氏の選任が承認された場合、同氏も当該契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令等に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害は填補されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を当社が全額負担しております。各取締役候補者が取締役として就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の保険期間は2022年4月1日までですが、同程度の内容で更新することを予定しております。

(ご参考) 取締役候補者及び執行役員スキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合における、各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名	役職 (予定)	経験・専門性							
		企業経営	営業・マーケティング	サービス・技術	人材戦略	M & A・P M I	財務・会計・I R	コーポレートガバナンス	ESG・ダイバーシティ
丹下 大	代表取締役社長	●	●	●	●	●	●		●
佐々木 道夫	取締役副社長	●	●	●		●		●	●
小林 元也	取締役	●	●	●	●	●	●		
服部 太一	取締役	●				●	●	●	●
村上 誠典	社外取締役	●				●	●	●	●
元谷 芙美子	社外取締役	●	●		●				●
新井 優介	社外取締役 監査等委員 (常勤)						●	●	
中垣 徹二郎	社外取締役 監査等委員 (非常勤)	●	●			●	●		
知識 賢治	社外取締役 監査等委員 (非常勤)	●			●			●	●

当社は、執行役員制度を導入しております。各執行役員の専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名	役職 (予定)	経験・専門性							
		企業経営	営業・マーケティング	サービス・技術	人材戦略	M & A・P M I	財務・会計・I R	コーポレートガバナンス	ESG・ダイバーシティ
菅原 要介	上席執行役員			●	●				
細田 俊明	上席執行役員			●					
小見山 茂樹	執行役員	●	●						
真岡 佑介	執行役員			●					

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令で定める員数の要件を欠くときに備え、補欠の監査等委員である取締役の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
<p style="text-align: center;">ふくやま よしと 福山 義人 (1949年12月20日生)</p>	<p>1972年4月 コンピュータサービス株式会社 (現SCSK株式会社) 入社</p> <p>1988年12月 株式会社CSK (現SCSK株式会社) 取締役</p> <p>2004年7月 同社 代表取締役</p> <p>2005年10月 株式会社CSK ホールディングス (現SCSK株式会社) 代表取締役</p> <p>2010年12月 株式会社マネジメント・サポート 設立 代表取締役 (現任)</p> <p>2011年4月 株式会社デジタルデザイン (現 SAMURAI&J PARTNERS株式会社) 取締役</p> <p>2011年8月 当社 顧問</p> <p>2013年8月 株式会社デジタルデザイン (現 SAMURAI&J PARTNERS株式会社) 取締役会長</p> <p>2013年11月 当社 社外監査役</p> <p>2016年4月 株式会社デジタルデザイン 取締役 (現 SAMURAI&J PARTNERS株式会社) (監査等委員)</p>	<p style="text-align: center;">2,000株</p>
<p>補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 福山義人氏を取締役候補者とした理由は、同氏が経営者として、特にIT業界におけるガバナンス体制について豊富な経験と幅広い見識を有していることから、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 取締役候補者の選任が承認された場合、選任の効力は本総会終結の時から2023年8月期に係る定時株主総会の開始の時までの予定であります。
2. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、福山義人氏との間において就任時に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を選任後締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令等に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害は填補されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を当社が全額負担しております。福山義人氏が監査等委員である取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の保険期間は2022年4月1日までですが、同程度の内容で更新することを予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限株式ユニット制度に係る報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます）の報酬の額は2019年11月27日開催の第14回定時株主総会において、年額1,000百万円以内（うち社外取締役100百万円以内）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の枠内で、対象取締役に對する新たな株式報酬制度としての譲渡制限株式ユニット制度を導入することにつきご承認をお願いするものです。なお、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

また、現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます）は5名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除きます）は6名（うち社外取締役2名）となります。

1. 譲渡制限株式ユニット制度の概要

譲渡制限株式ユニット制度（以下「本制度」といいます）は、対象取締役に對し、3年から5年の間で当社取締役会が定める期間（以下「算定期間」といいます）の満了後、当社取締役会にてあらかじめ設定される数の当社普通株式及び金銭を、対象取締役の報酬等として無償で交付及び支給する勤務条件型の報酬制度であります。

したがって、本制度は算定期間後に勤務条件の達成等に応じて当社普通株式を交付するものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付するか否か等は確定しておりません。

なお、本議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、取締役に對するストック・オプション制度を廃止し、今後、取締役に對するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

2. 本制度における報酬等の内容

(1) 本制度における報酬等の算定方法

当社は、本制度において、対象取締役ごとに設定した株式数（以下「基準株式数」といいます）を基準に、以下に定める算定方法により、各対象取締役に交付する当社普通株式数（以下「最終交付株式数」といいます）を決定いたします。

$$\text{最終交付株式数（※1）（※2）} = \text{基準株式数（※3）} \times \text{役務提供期間比率（※4）}$$

(※1) ただし、納税資金確保の観点から、対象取締役のうち希望者には最終交付株式数の一部（最終交付株式数の50%以下とする。）に本制度に基づく普通株式の発行又は自己株式の処分

係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。以下「本終値」という。）を乗じた金額を支給するものとする。また、最終交付株式数が以下(2)の本制度における報酬等の上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、最終交付株式数及び支給する金額を合理的に調整するものとする。

- (※2) ただし、算定期間中の役位の変更等に応じて合理的な調整を行うことができるものとする。
- (※3) 基準株式数は、付与対象者毎に当社取締役会において決定される。
- (※4) 役員提供期間比率は、当社取締役会において決定される（ただし、1を超えないものとする。）。

(2) 本制度における報酬等の上限

当社が本制度に基づき対象取締役に交付する株式数は合計60,000株以内（うち社外取締役15,000株以内）（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます）又は株式併合が行われた場合その他発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します）とします。

また、発行又は処分される当社の普通株式及び支給される金銭の総額は、年額200百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）といたします（本制度では、当社の取締役の報酬等として普通株式の発行又は自己株式の処分が行われるものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込みは要しませんが、対象取締役の報酬額は、1株につき本終値を基礎として算出します）。

(3) 本制度に基づく報酬等を受ける条件

対象取締役は、算定期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を有していたことを条件に、当社普通株式の交付を受けるものといたします。ただし、上記の定めに関わらず、算定期間中に当社取締役会が正当と認める理由により対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失した場合には、上記の上限枠の範囲内で、当社取締役会の決議により、最終交付株式数のうち合理的に定める数の当社普通株式（又は当該株式に代えて合理的に定める額の金銭）を支給することができるものとします。

また、当社取締役会において定める一定の非違行為等がある場合は、本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することとします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(3)の定めにかかわらず、当社は、算定期間開始後に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、上記の上限枠の範囲内で、当社取締役会の決議により、最終交付株式数のうち合理的に定める数の当社普通株式（又は当該株式に代えて合理的に定める額の金銭）を支給することができるものとします。

(5) 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。以下同じ）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

なお、当社は、2021年2月24日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、上記のとおり、交付を受ける当社普通株式の払込金額は特に有利とされない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、当該株式の付与は相当なものであると判断しております。

第6号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限株式ユニット制度に係る報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬の額は2019年11月27日開催の第14回定時株主総会において、年額50百万円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の監査等委員である取締役（以下「対象取締役」といいます。）に、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、上記の報酬枠の枠内で、対象取締役に対する新たな株式報酬制度としての譲渡制限株式ユニット制度を導入することにつきご承認をお願いするものです。なお、各対象取締役への具体的な配分については、監査等委員である取締役の協議により決定することといたします。

また、現在の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されれば、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

1. 譲渡制限株式ユニット制度の概要

譲渡制限株式ユニット制度（以下「本制度」といいます。）は、対象取締役に對し、3年から5年の間で当社取締役会が定める期間（以下「算定期間」といいます。）の満了後、監査等委員である取締役の協議により設定される数の当社普通株式及び金銭を、対象取締役の報酬等として無償で交付及び支給する勤務条件型の報酬制度であります。

したがって、本制度は算定期間後に勤務条件の達成等に応じて当社普通株式を交付するものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に對してこれらを交付するか否か等は確定しておりません。

2. 本制度における報酬等の内容

(1) 本制度における報酬等の算定方法

当社は、本制度において、対象取締役毎に設定した株式数（以下「基準株式数」といいます。）を基準に、以下に定める算定方法により、各対象取締役に交付する当社普通株式数（以下「最終交付株式数」といいます。）を決定いたします。

最終交付株式数（※1）（※2）＝基準株式数（※3）×役員提供期間比率（※4）

- (※1) ただし、納税資金確保の観点から、対象取締役のうち希望者には最終交付株式数の一部（最終交付株式数の50%以下とする。）に本制度に基づく普通株式の発行又は自己株式の処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。以下「本終値」という。）を乗じた金額を支給するものとする。また、最終交付株式数が以下（2）の本制度における報酬等の上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、最終交付株式数及び支給する金額を合理的に調整するものとする。
- (※2) ただし、算定期間中の役位の変更等に応じて合理的な調整を行うことができるものとする。
- (※3) 基準株式数は、付与対象者毎に監査等委員である取締役の協議により決定される。
- (※4) 役員提供期間比率は、監査等委員である取締役の協議により決定される（ただし、1を超えないものとする。）。

(2) 本制度における報酬等の上限

当社が本制度に基づき対象取締役に交付する株式数は、合計6,000株以内とします（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）。

また、発行又は処分される当社の普通株式及び支給される金銭の総額は、年額20百万円以内といたします（本制度では、当社の取締役の報酬等として普通株式の発行又は自己株式の処分が行われるものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込みは要しませんが、対象取締役の報酬額は、1株につき本終値を基礎として算出します。）。

(3) 本制度に基づく報酬等を受ける条件

対象取締役は、算定期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を有していたことを条件に、当社普通株式の交付を受けるものといたします。ただし、上記の定めにかかわらず、算定期間中に当社取締役会が正当と認める理由により対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失した場合には、上記の上限枠の範囲内で、当社取締役会の決議により、最終交付株式数のうち合理的に定める数の当社普通株式（又は当該株式に代えて合理的に定める額の金銭）を支給することができるものとします。

また、当社取締役会において定める一定の非違行為等がある場合は、本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することとします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(3)の定めにかかわらず、当社は、算定期間開始後に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、上記の上限枠の範囲内で、当社取締役会の決議により、最終交付株式数のうち合理的に定める数の当社普通株式（又は当該株式に代えて合理的に定める額の金銭）を支給することができるものとします。

(5) 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。以下同じ。）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

第7号議案 資本金の額の減少の件

当社の今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。なお、これにより減少する資本金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。

(1) 減少する資本金の額

58,932,500円

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年1月7日

以 上

事業報告

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前連結会計年度より引き続き、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、厳しい状況が長期化いたしました。感染拡大の防止策として、ワクチン接種の促進や各種の経済施策などにより経済水準の持ち直しの動きがあるものの、一部で弱さもみられ、国内外における経済的な見通しは不透明な状況が続いております。

当社グループにおいては、前連結会計年度より新型コロナウイルス感染症拡大防止にグループ会社一丸となって取り組んでおります。従業員の安心/安全を守る施策として全従業員へ毎日の検温測定と報告の徹底、全社的な在宅勤務の推奨、それに伴い案件従事者が在宅勤務を実現できるよう、お客様への提案活動などの対策を講じております。当社グループは、様々な業界のお客様にサービスを提供しているため、特定の業種業態に依存した構造ではないため、新型コロナウイルス感染症の業績への影響は限定的なものとなっており、現時点の経済活動状況を前提とすると、この傾向は続くものと予想しております。

当社グループがサービスを提供するソフトウェア関連市場においては、事業会社・IT関連会社など産業界全体に変革を起こすDX（デジタル・トランスフォーメーション）という概念が浸透し、多様な業界において推進されております。その中で、既存のシステムを先進的な環境で新たにシステムを作り直して移転するマイグレーションは、最も注目されている手法の一つであります。そのため、今後ますます、既存のメインフレームを理解し先進的なクラウド技術を掌握し、経営課題を解決する最適解を提案できる人材の確保や育成が重要課題になってまいります。

また、新しい生活様式（ニューノーマル）の定着によって、テレワークやリモートによるコミュニケーション、電子決済などがさらに活性化しており、これらに関わるネットワークやアプリケーションにおけるセキュリティ領域も重要視されています。

こうした経営環境の中、当社グループでは当連結会計年度において、売上高1,000億円企業に向けた成長戦略「SHIFT1000 -シフトワンサウザンド-」を掲げ、営業力の強化による顧客基盤の拡大、構造化・数式化され科学されたM&A戦略の実現、IT業界の構造変化に合わせたサービス提供力の向上、多様な人材獲得手法の展開を重点課題として取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度においては売上高46,004,569千円（前年同期比60.2%増）、営業利益3,994,926千円（前年同期比69.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,818,609千円（前年同期比71.0%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

①エンタープライズ市場

エンタープライズ市場では、金融業、流通業、製造業、通信業、ウェブサービス業など社会基盤を支える企業における業務システムや情報システムにおいて、ソフトウェアの品質保証に関するサービス全般を提供しております。

当連結会計年度では、前連結会計年度より特にIT投資規模が大きい通信・保険業界などの各分野を注力業界として定め取り組んだ結果、長期的な関係構築を視野に入れたプロジェクトへの参画が進み、こうした新規顧客からの売上高が徐々に増加してまいりました。この結果、当連結会計年度のエンタープライズ市場の売上高は42,860,697千円（前年同期比64.9%増）、営業利益は6,746,805千円（前年同期比51.7%増）となりました。

②エンターテインメント市場

エンターテインメント市場では、モバイルゲーム、ソーシャルゲーム、コンシューマゲーム等を消費者に提供するお客様向け、品質管理工程やデバック業務のアウトソーシング、カスタマーサポート業務のアウトソーシングにより、お客様ビジネスの付加価値を向上させるサービスを提供しております。

当連結会計年度では、競合との差別化を図ることによる業界内認知度の向上や、既存顧客からの売上高が増加したことにより、収益基盤の拡大を進めました。この結果、当連結会計年度のエンターテインメント市場の売上高は3,143,871千円（前年同期比15.7%増）、営業利益は696,531千円（前年同期比61.9%増）となりました。

<セグメント別売上高>

区分	2020年8月期 前連結会計年度		2021年8月期 当連結会計年度		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
エンタープライズ市場	千円 25,994,799	% 90.5	千円 42,860,697	% 93.2	千円 16,865,898	% 64.9
エンターテインメント市場	2,717,377	9.5	3,143,871	6.8	426,493	15.7
合計	28,712,177	100.0	46,004,569	100.0	17,292,392	60.2

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、434,123千円となりました。その主なものは以下のとおりであります。

当社グループは、当連結会計年度において、幅広い分野を実施することによりグループ一丸となった採用活動により社員数が増加しているため、PCやタブレット端末等を中心とした工具、器具及び備品を取得いたしました（226,662千円）。さらに、当社はソフトウェアテスト業務の効率化のために、独自に開発しているテスト支援ツール「CAT」に対して機能追加に係る開発を行っており、ソフトウェアに66,123千円の投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、当社は海外募集による新株式発行により、2020年11月6日に9,798,880千円の資金調達を行いました。また、連結子会社において取引金融機関より長期借入金660,000千円の調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

当社は、2020年9月30日付で株式会社ホープスの全株式を新たに取得し連結子会社といたしました。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第13期 2018年8月期	第14期 2019年8月期	第15期 2020年8月期	第16期 (当連結会計年度) 2021年8月期
売 上 高 (千円)	12,792,680	19,531,960	28,712,177	46,004,569
営 業 利 益 (千円)	1,200,902	1,540,613	2,353,376	3,994,926
経 常 利 益 (千円)	1,238,510	1,544,865	2,535,129	4,736,701
親会社株主に 帰属する当期 純 利 益 (千円)	368,239	970,490	1,648,692	2,818,609
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	25.49	65.54	104.50	162.71
総 資 産 (千円)	6,284,898	14,975,329	19,821,109	34,272,155
純 資 産 (千円)	2,506,433	8,938,053	10,781,494	22,683,868
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	159.33	551.69	661.65	1,277.48

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第13期 2018年8月期	第14期 2019年8月期	第15期 2020年8月期	第16期 (当事業年度) 2021年8月期
売 上 高 (千円)	9,602,879	14,252,453	19,484,369	27,596,013
営 業 利 益 (千円)	810,525	1,113,467	1,552,244	3,412,249
経 常 利 益 (千円)	814,264	1,082,126	1,649,575	3,554,471
当 期 純 利 益 (千円)	165,458	802,878	1,191,126	2,204,156
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	11.45	54.22	75.50	127.24
総 資 産 (千円)	5,295,608	13,241,944	17,274,550	29,109,707
純 資 産 (千円)	2,096,613	8,273,001	9,848,671	21,110,364
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	144.78	527.81	619.87	1,204.06

(6) 対処すべき課題

当社グループでは、今後のさらなる成長を実現する上で、以下の事項を経営課題として重視しております。

① 営業展開について

総務省及び経済産業省による「2019年情報通信業基本調査」によると、わが国において主としてソフトウェア業を営む企業の売上高は15兆5,296億円と試算されております。また、IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）が公表する「ソフトウェア開発データ白書2018-2019」によると開発工程に占めるテスト工程の割合は、約33%とされており、当社グループの対面するソフトウェアテストの市場規模は約5兆円と推定されます。

しかしながら、依然として顧客企業内においてソフトウェア開発者がテスト工程の業務を行っているのが主流であり、ソフトウェアテストのアウトソース需要は拡大傾向にあるものの、日本国内で顕在化しているアウトソース市場は小規模なものにとどまっております。

当社グループは、この潜在的な5兆円の市場に対して、既存の労働集約的なサービスではなく、仕組化・標準化されたソフトウェアテストサービスを提供することにより、顧客のニーズを喚起し、アウトソース市場を掘り起こしてきました。

さらに、エンターテインメント業界から、金融・流通業界まで、あらゆる企業へのサービス展開を目指すべく、営業体制の強化を図ってまいります。

② サービスラインナップの強化

当社グループは、独自に標準化・仕組化されたノウハウに基づきソフトウェアテストを提供しており、その対象分野は、特定の業種業態にとらわれない幅広い分野を対象としつつ、テストの対象もスマートフォン向けの小規模なアプリケーションから金融機関の基幹システムなどの大規模なものまで、規模や開発言語・手法にもとらわれない幅広いものとなっております。

今後さらに事業規模を拡大していく上では、各業界における高度な業務知識の拡充、多様化する開発手法へ対応したサービスラインナップの強化が重要な課題であると認識しております。

こうした課題に対応するため、プロジェクトマネジメントやコンサルティングスキルに長けた専門性が高く優秀な人材の確保、育成を進めてまいります。また、柔軟な組織体制を構築し、より専門性の高いチーム編成を行うことで、網羅的なサービスラインナップ強化を進めてまいります。

加えて、IT業界における各機能を当社グループ内に網羅的に備えることで、品質保証事業を軸に、お客様のあらゆるニーズに対応できるようになると考え、M&A活動を積極的に推進することによる、サービスポートフォリオの拡充にも取り組んでまいります。

③ 人材採用力の強化

当社グループは、それまで開発者が行ってきた検証工程を、開発者以外であっても実行できるように、作業工程の徹底的な標準化を行うことでIT人材以外の人材を採用してまいりました。また、IT業界における知識や経験の豊富な人材の採用も同時に行ってまいりました。

1,000億円企業を目指すにあたっては、上述の営業展開やサービスラインナップの強化を進めるため、各分野のスペシャリストの採用が早期に取り組むべき課題であると認識しております。

こうした課題に対応するため、従前の採用手法だけにとどまらず、動画面接やリファラル採用の強化等のあらゆる採用手法を積極的に取り入れ、採用体制の強化を進めてまいります。

④ 海外展開

海外のソフトウェア開発市場は日本よりも大きく、また、ソフトウェアテストのアウトソース市場の顕在化も進んでおります。

そのため、当社グループにおけるサービスの海外展開は長期的な成長を実現するために取り組むべき課題であると認識しております。当社グループでは、海外子会社を設立し、日本で培ったソフトウェアテストのノウハウに基づき、コスト競争力に優れたリソースを利用したサービスの開発を進めております。こうしたサービス提供の準備が整い次第、北米などの主要なソフトウェア開発市場へ進出を図ってまいります。

⑤ 企業ブランドの醸成と新規事業展開

当社グループは現在ソフトウェアテストを中心とした事業展開を図っており、標準化された高品質なサービス提供によって業務アプリケーション領域におけるソフトウェアテストのリーディングカンパニーとしての地位を確立しつつあるものと認識しております。

一方で当社グループは、「新しい価値の創造」を目指し、世界中で通用するサービスを創造することを企業理念に掲げており、品質を軸として積極的な事業展開を行い、新しい価値を創造する企業としてのブランドを醸成していくことが重要な課題であると認識しております。こうした課題に対応するため、収益の柱としてのソフトウェアテストの事業を拡大させる一方で、開発工程の上流からサービスを提供することで開発全体の品質保証を図るべく、M&A活動の積極的な推進等により領域の拡大を目指しております。加えて、これまでの事業活動を通じて得たIT業界における「ヒト」「モノ」「カネ」に関する情報をもとに、新たなサービスの創出に取り組んでおります。「スマートな社会」の実現に向けて、既存事業の拡大と新規事業の創出に取り組むことで、なくてはならない当社グループのポジショニングを強化してまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループは、さらなる事業拡大を推進し、企業価値を向上させるためには、効率的なオペレーション体制を基盤としながら、内部管理体制を強化していくことが重要な課題であると認識しており、コンプライアンス体制及び内部統制の充実・強化を図ってまいります。

⑦ 情報資産に関する管理体制の強化

当社グループは、事業を通してお客様の重要な情報資産を取り扱っているほか、競争力の源泉となる、独自に標準化・仕組化されたノウハウを保有しており、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要であると考えています。現在においても、ISMS国際規格「ISO/IEC 27001:2013」の認証を取得し、情報セキュリティ方針を策定したうえで情報資産を管理しており、eラーニングを毎月実施し従業員の啓発を行う等、万全の注意を払っていますが、今後も社内体制や管理方法の強化を図ってまいります。

⑧ 新型コロナウイルス感染症対策の徹底

世界的に感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症については、従業員及びその家族、お客様、パートナー様の安全と健康確保を最優先に、柔軟かつ迅速な施策を実施する必要があると考えております。

これまでに実施してきた具体的な施策としては、手洗い・うがいの徹底、マスク着用義務化やアルコール消毒の推進、全従業員へ毎日の検温測定と報告体制の構築による体調不良の従業員の即時把握、全社的な在宅勤務の推奨とそれに伴うウェブ会議の活用、執務室エリア内の衝立の設置、案件従事者が在宅勤務を実現できるような3段階のセキュリティ体制の構築とお客様への提案活動、また入社せざるを得ない従業員等に対する「危険手当」の支給などが含ま

れます。

引き続き感染拡大が続いている昨今の状況下において、お客様や社員等の安全確保を最優先に、関係各所と連携し適切に対応してまいります。

⑨ アフターコロナへの対応

新型コロナウイルスを契機に、ライフスタイルや価値観、そしてIT業界に変化がもたらされることが予想されます。それらの変化に対応し、「アフターコロナ」の社会においても成長を加速させるため、当社グループはこれまでの事業ポジショニングやブランディング、従業員の働き方を見つめなおし、必要に応じて変化させていきます。

従業員の働き方としては、基本的に在宅勤務を推進する一方、コミュニケーションを目的として週一回程度の出社を奨励しています。在宅勤務を前提としたエンジニアの採用を進めつつ、従業員総会、社内広報のオンライン化などにより、柔軟な働き方の提供と帰属意識の醸成の両立を実現しています。

事業内容においては、ソフトウェアの品質保証を中核としながらも、その概念を拡大しました。従来どおりの「ソフトウェアテスト」に加え、「売れるサービスづくり」にもこれまで以上に注力するようブランディングを転換しています。お客様のビジネス成功にコミットすることで、従来より取り組んできた日本のIT業界の構造変革を促しながら、アフターコロナにおける当社グループのポジショニングをより明確化してまいります。

(7) 企業集団の主要な事業内容 (2021年8月31日現在)

ソフトウェアテストを中心とするソフトウェアの品質保証サービス全般

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHIFT ASIA CO., LTD.	500 <small>千米ドル</small>	100.0 % (100.0)	ソフトウェアテストサービス
株式会社 SHIFT SECURITY	5,000 <small>千円</small>	65.0 %	ソフトウェア脆弱性診断サービス
A L H 株式会社	9,000 <small>千円</small>	100.0 % (100.0)	ITソリューションサービス
株式会社システムアイ	25,000 <small>千円</small>	100.0 %	システムコンサルティング
株式会社エヌシー	50,000 <small>千円</small>	100.0 %	PCリユース
株式会社ホープス (注) 2	50,000 <small>千円</small>	100.0 %	ITソリューションサービス

(注) 1. 当社の出資比率の () 内は、間接所有割合であります。

2. 2020年9月30日付で、株式を取得し、連結子会社としております。

(9) 企業集団の主要拠点等(2021年8月31日現在)

①当社

名 称	所 在 地
本社	東京都港区
東京オフィス	東京都港区
札幌オフィス	北海道札幌市中央区
福岡オフィス	福岡県福岡市中央区・博多区
大阪オフィス	大阪府大阪市北区
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区

②主要な子会社

名 称	所 在 地
SHIFT ASIA CO., LTD.	本社：ベトナム
株式会社SHIFT SECURITY	本社：東京都港区
ALH株式会社	本社：東京都目黒区
株式会社システムアイ	本社：神奈川県横浜市西区
株式会社エヌエヌシー	本社：大阪府大阪市中央区
株式会社ホープス	本社：東京都中央区

(10) 企業集団の使用人の状況(2021年8月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
4,440 [1,260] 名	+1,482 [+156] 名

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
 2. 使用人数の〔外書〕は、臨時使用人の年間平均雇用人員（1日8時間換算）を記載しております。
 3. 使用人数が当連結会計年度において1,482名増加しておりますが、これは業務拡大に伴う新規採用及び連結子会社が8社増加したためであります。

(11) 主要な借入先(2021年8月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	982,375 千円
株式会社みずほ銀行	917,158
株式会社三井住友銀行	1,430,012
株式会社横浜銀行	347,050

- (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項
 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 50,000,000 株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 17,652,000 株 |
| (3) 株主数 | 3,556 名 |
| (4) 上位10位の株主 | |

株主名	持株数	持株比率
丹下大	5,781,800 株	32.75 %
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,682,469	9.53
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,252,500	7.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	653,000	3.69
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	612,280	3.46
MSIP CLIENT SECURITIES	374,486	2.12
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT	335,000	1.89
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	236,500	1.33
NORTHERN TRUST CO. (AVFC)RE FIDELITY FUNDS	207,853	1.17
STATE STREET BANK ANDTRUST COMPANY 505303	196,000	1.11

(注) 持株比率は、自己株式(324株)を控除して計算しております。なお、自己株式には、「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式(125,000株)は含めておりません。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している業務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
① 当事業年度の末日における新株予約権の状況
新株予約権等の内容の概要

発行回次 (発行決議日)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	新株予約権 の行使時の 1株当たりの 払込金額	行使期間
第3回新株予約権(注)1 (2013年3月21日)	10個	当社普通株式 5,000株	無償	200円	2015年4月1日 ～2023年3月20日
第4回新株予約権(注)1 (2014年7月29日)	40個	当社普通株式 20,000株	無償	300円	2016年8月1日 ～2024年7月28日
第5回新株予約権(注)2 (2015年7月21日)	950個	当社普通株式 95,000株	1個当たり 600円	1,201円	2015年8月10日 ～2022年8月9日
第6回新株予約権(注)3 (2016年11月30日)	300個	当社普通株式 30,000株	1個当たり 550円	1,228円	2018年12月1日 ～2023年12月28日
第7回新株予約権(注)4 (2018年2月20日)	220個	当社普通株式 22,000株	1個当たり 100円	4,430円	2020年12月1日 ～2025年2月28日
第9回新株予約権(注)5 (2021年2月5日)	42個	当社普通株式 4,200株	1個当たり 4,000円	13,100円	2023年11月1日 ～2028年2月18日

(注) 1 上記の第3回及び第4回各新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- i 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者として認定された者であることを要する。
 - ii 権利者が死亡した場合、その時をもって権利者が有する未行使の新株予約権全部について放棄されたものとみなし、権利者の相続人による本新株予約権の行使を認めない。
 - iii その他の権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と割当者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 2 上記の第5回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- i 新株予約権者は、2016年8月期から2018年8月期(以下、「対象期間」という。)までの監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合には、損益計算書)の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成していない場合には、キャッシュ・フロー計算書)に記載される減価償却費及びのれん償却額を加えたもの(以下、「EBITDA」という。)が、いずれかの期において下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、割当てを受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 対象期間におけるEBITDAが600百万円を超過している場合。
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権のうち10%
 - (b) 対象期間におけるEBITDAが700百万円を超過している場合。
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権のうち50%
 - (c) 対象期間におけるEBITDAが800百万円を超過している場合。
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権のうち100%
 - ii 対象期間のいずれかの期において、EBITDAが300百万円を下回った場合には、上記iに基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以後、本新株予約権は行使できないものとする。
 - iii 新株予約権者は、上記iの条件の達成時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - iv その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、別途当社と割当者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 3 上記の第6回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- i 新株予約権者は、2018年8月期から2019年8月期までの2事業年度のうちいずれかの期において、EBITDAが1,500百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合には、損益計算書)の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成していない場合には、キャッシュ・フロー計算書)に記載される減価償却費及びのれん償却額を加えたものを参照するものとし、国

- 際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ii 新株予約権者は、上記 i の条件の達成時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - iii その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、別途当社と割当者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4 上記の第7回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- i 新株予約権者は、2020年8月期から2021年8月期までの2事業年度のうちいずれかの期において、EBITDAが3,000百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、キャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却額を加えたものを参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - ii 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - iii その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、別途当社と割当者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5 上記の第9回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- i 新株予約権者は、2023年8月期から2024年8月期までの2事業年度のうちいずれかの期において、EBITDAが6,000百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお上記におけるEBITDAの判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同様。）に記載された営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合、キャッシュ・フロー計算書とする。以下同様。）に記載された減価償却費およびのれん償却額を加算した額をいう。また、当該EBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、連結損益計算書または連結キャッシュ・フロー計算書の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会が定めることができるものとする。
 - ii 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - iii その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、別途当社と割当者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 6 当社は2014年7月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、また2015年2月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っているため、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」について、この影響を考慮しております。

② 上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

上記1.の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、以下のとおりであります。

	回次 (行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	第5回 (1,201円)	2015年8月10日 ～2022年8月9日	350個	1名
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	第9回 (13,100円)	2023年11月2日 ～2028年2月18日	32個	2名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2021年8月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	丹 下 大	SHIFT GLOBAL PTE LTD Director ALH株式会社 取締役 株式会社システムアイ 取締役
取締役副社長	佐々木 道夫	株式会社瑞光 社外取締役 東京エレクトロン株式会社 社外取締役
取 締 役	小 林 元 也	株式会社SHIFT PLUS 取締役 ALH株式会社 取締役 株式会社メソドロジック 取締役 Airitech株式会社 取締役 株式会社システムアイ 取締役 SHIFT ASIA CO., LTD. 取締役
取 締 役	村 上 誠 典	シニフィアン株式会社 代表取締役 ベルフェイス株式会社 社外取締役
取 締 役	元 谷 芙 美 子	アパホテル株式会社 代表取締役 アパ株式会社 取締役 アパホールディングス株式会社 取締役 株式会社ティーケーピー 社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	三 浦 進	—
取 締 役 (監 査 等 委 員)	知 識 賢 治	石井食品株式会社 社外取締役 株式会社オンワードホールディングス 社外取締役 株式会社ソラスト 社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 垣 徹 二 郎	Draper Nexus Venture Partners, LLC Managing Director Draper Nexus Venture Partners II, LLC Managing Director DNX VENTURE PARTNERS III, LP Partner DJパートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社trippiece 社外取締役 株式会社TOKYO BASE 社外取締役 株式会社イノーバ 社外取締役 株式会社UNCOVER TRUTH 社外取締役 株式会社favy 社外取締役 株式会社CultureStudioTokyo 社外取締 役

(注) 1. 2020年11月25日開催の第15回定時株主総会において、佐々木道夫氏、村上誠典氏、元谷芙美子氏が取締役に、中垣徹二郎氏が取締役（監査等委員）に新たに選任され、就任いたしました。

た。

2. 村上誠典氏、元谷芙美子氏、三浦進氏、知識賢治氏、中垣徹二郎氏は社外取締役であります。村上誠典氏、元谷芙美子氏、知識賢治氏、中垣徹二郎氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、三浦進氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 村上誠典氏、元谷芙美子氏、三浦進氏、知識賢治氏、中垣徹二郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
5. 2020年11月25日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により松尾茂氏、中垣徹二郎氏は取締役を退任いたしました。
6. 佐々木道夫氏は、2020年11月25日付で、取締役（監査等委員）を辞任いたしました。
7. 取締役（常勤監査等委員）三浦進氏は長年にわたる経営者及び監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定がみとめられるのは、当該取締役が、責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令等に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害は填補されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を当社が全額負担しております。各取締役は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の保険期間は2022年4月1日までですが、同程度の内容で更新することを予定しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く） 6名 125,445千円（うち社外 2名 10,800千円）

取締役（監査等委員） 3名 31,200千円（うち社外 3名 31,200千円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名（うち社外2名）、監査等委員である取締役3名（うち社外3名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2020年11月25日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいるためであります。
 3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年11月27日開催の第14回定時株主総会において、報酬の総額を年額1,000百万円以内と決議いただいております。
 4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年11月27日開催の第14回定時株主総会において、報酬の総額を年額50百万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

区分	氏名	取締役会等への出席状況、発言状況および社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	村上 誠典	社外取締役就任後開催の取締役会11回の全てに出席し、経営指導を通じて培った、資本市場との対話、ガバナンス及びESGに関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、必要に応じ、経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役	元谷 芙美子	社外取締役就任後開催の取締役会11回の全てに出席し、経営指導を通じて培った企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、必要に応じ、経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	三浦 進	<p>当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、財務及び会計に関する相当程度の知見やIT企業での経営指導を通じて培った豊富な経験と幅広い見識を活かし、必要に応じ、経営上有用な指摘、意見を述べております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査等委員会14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。さらに、常勤監査等委員として当社並びに子会社に対しヒアリングや現場往査を適宜行い、監査等委員会に報告しております。</p>
社外取締役 (監査等委員)	知識 賢治	<p>当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、経営指導を通じて培った、ガバナンス体制や人材戦略についての豊富な経験と幅広い見識を活かし、必要に応じ、経営上有用な指摘、意見を述べております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査等委員会14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
社外取締役 (監査等委員)	中垣 徹二郎	<p>当事業年度開催の取締役会13回（うち監査等委員である社外取締役就任後開催の11回）の全てに出席し、数多くのIT企業への出資と経営指導を通じて培った豊富な経験と幅広い見識を活かし、必要に応じ、経営上有用な指摘、意見を述べております。</p> <p>また、監査等委員である社外取締役就任後開催の監査等委員会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>

(注) 上記のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議を10回行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額 60,908千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 60,908千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人による監査の実施状況や、当該会計監査人に生じた事由等から、当社の会計監査人であることにつき当社にとって支障があると判断されるときは、その解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

内部統制システムの構築の基本方針について取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

① 当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として当社グループに適用する「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス体制の構築を推進する。
- b) コンプライアンス体制の構築の一環として、代表取締役社長直属のコンプライアンス委員会を設置するとともに、当社グループの取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- c) 監査等委員である取締役は、公正不偏な立場から当社グループの取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査等委員である取締役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く恐れのある事実を発見した時は、その事実を指摘して、これを改めるように取締役会に報告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる。
- d) 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。また、内部監査部門は、監査の結果を代表取締役社長に報告する。
- e) 外部の顧問弁護士等の専門家を通報窓口とする内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- f) 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の遂行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役は、必要に応じてこれらを開覧できる。

③ 当社グループの損失の危険に関する規程その他の体制

- a) 当社は当社グループの多様化するリスクに備えて、各種社内規程の策定、遵守を推進し、リスク管理体制を構築する。
- b) 取締役会において当社グループの重要案件を慎重に審議し、事業リスクの排除、軽減を図る。
- c) 経営会議において、各部門が情報共有等を行い、管理本部が主管となって当社グループのリスクの早期発見と未然防止に努める。

- d) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対策を検討する。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a) 取締役会は、法定事項の決議、グループ全体に影響を及ぼす経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- b) 各部門においては、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで迅速性及び効率性を確保する。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- a) 管理本部は、関係会社管理規程に従い、関係会社における内部統制状況を把握し、必要に応じて改善等を指導する。
- b) 内部監査人は、当社グループの内部監査を実施し、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- c) 監査等委員である取締役は、当社グループの取締役及び使用人の職務執行状況の監査、指導を行う。
- d) 担当取締役は、当社子会社から経営状況及び取締役等の職務の執行に係る事項について、定期的に報告を受ける。

⑥ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて監査等委員である取締役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査等委員である取締役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他の上長等の指揮命令を受けないものとし、監査等委員である取締役の指示に従うものとする。

⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査等委員である取締役へ報告するための体制その他監査等委員である取締役への報告に関する体制

- a) 監査等委員である取締役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて当社の取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に説明を求めることができる。

- b) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員である取締役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員である取締役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- c) 監査等委員である取締役に報告を行った当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることはない。

⑧ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a) 監査等委員である取締役は、内部監査部門と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査等委員である取締役は、会計監査を担当する公認会計士又は監査法人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査を担当する公認会計士又は監査法人に報告を求めることができる。
- b) 当社は、監査等委員である取締役が、その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求を行った場合、速やかに当該費用の支払いを行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 上記各体制に加え、重要な会議として取締役会（13回開催）のほか、経営会議（週1回開催）を開催し、法令で定められた事項や各規程に基づく付議事項の審議、決議及び報告を行っております。また、監査等委員会（14回開催）は、監査方針や監査計画等を決定するほか、取締役の職務執行や法令遵守について監査を行っております。
- ② 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、内部統制システムの整備・運用状況、内部通報ホットラインの運用状況、コンプライアンス向上に係る施策の審議等、法令違反や不正行為等の早期発見や未然防止に努めております。
- ③ 役職員のコンプライアンス意識向上のため、全役職員を対象として定期的に各種研修及びeラーニングを行い、インサイダー取引や情報漏洩の未然防止、情報セキュリティの確保等、法令遵守の周知徹底を図っております。
- ④ 当社グループ会社については、当社グループ取締役会等の機会を設けて当社の経営方針を共有するほか、当社の兼任役員や出向従業員等から情報を収集するなどして、子会社の業務状況を継続的にモニタリングすることにより、グループ全体の内部統制システムが有効に機能するよう取り組んでおります。
- ⑤ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、「コロナ対策本部」を設置したほか、在宅勤務の導入、全拠点へのアルコール消毒液の常置及び全役職員に対する検温記録の実施など、感染予防策の周知徹底を行いました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	21,304,981	流動負債	8,595,884
現金及び預金	14,247,473	買掛金	1,291,685
売掛金	5,967,611	一年内返済予定の長期借入金	1,544,125
たな卸資産	603,911	未払費用	1,709,077
その他	515,549	未払法人税等	1,143,288
貸倒引当金	△29,565	未払消費税等	1,204,051
固定資産	12,967,174	賞与引当金	250,057
有形固定資産	804,924	その他	1,453,597
建物	322,263	固定負債	2,992,402
工具、器具及び備品	449,310	長期借入金	2,672,091
リース資産	23,023	その他	320,311
その他	10,326	負債合計	11,588,287
無形固定資産	7,447,738	(純資産の部)	
のれん	6,484,503	株主資本	22,086,783
その他	963,234	資本金	11,600
投資その他の資産	4,714,512	資本剰余金	16,365,668
投資有価証券	3,597,982	利益剰余金	6,681,752
繰延税金資産	326,549	自己株式	△972,237
長期預金	22,719	その他の包括利益累計額	303,114
敷金及び保証金	671,112	その他有価証券評価差額金	303,912
その他	96,384	為替換算調整勘定	△798
貸倒引当金	△235	新株予約権	7,110
		非支配株主持分	286,859
資産合計	34,272,155	純資産合計	22,683,868
		負債・純資産合計	34,272,155

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		46,004,569
売上原価		32,091,598
売上総利益		13,912,970
販売費及び一般管理費		9,918,044
営業利益		3,994,926
営業外収益		
受取利息	196	
受取配当金	90,393	
助成金の収入	710,197	
その他	34,019	834,806
営業外費用		
支払利息	14,428	
支払手数料	3,328	
資金調達費用	61,880	
固定資産売却損	11,300	
その他	2,093	93,032
経常利益		4,736,701
特別損失		
減損損失	210,946	210,946
税金等調整前当期純利益		4,525,754
法人税、住民税及び事業税		1,782,173
法人税等調整額		△73,667
当期純利益		2,817,248
非支配株主に帰属する当期純損失		△1,361
親会社株主に帰属する当期純利益		2,818,609

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当 期 首 残 高	63,367	6,501,820	3,863,142	△41,269	10,387,060
当期変動額					
新株の発行	4,906,040	4,906,040			9,812,080
資本金から剰余金への 振替	△4,957,807	4,957,807			—
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,818,609		2,818,609
自己株式の取得				△930,967	△930,967
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△51,767	9,863,847	2,818,609	△930,967	11,699,722
当 期 末 残 高	11,600	16,365,668	6,681,752	△972,237	22,086,783

	その他の包括利益累計額			新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	133,842	△9,098	124,743	757	268,932	10,781,494
当期変動額						
新株の発行						9,812,080
資本金から剰余金への 振替						—
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,818,609
自己株式の取得						△930,967
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	170,070	8,300	178,370	6,353	17,926	202,651
当期変動額合計	170,070	8,300	178,370	6,353	17,926	11,902,373
当 期 末 残 高	303,912	△798	303,114	7,110	286,859	22,683,868

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,787,657	流動負債	5,846,202
現金及び預金	8,684,755	買掛金	377,677
売掛金	3,687,623	一年内返済予定の長期借入金	1,372,346
たな卸資産	65,402	未払金	466,759
前払費用	126,576	未払費用	1,312,465
関係会社短期貸付金	168,677	未払法人税等	872,788
その他	76,977	未払消費税等	886,979
貸倒引当金	△22,354	その他	557,186
固定資産	16,322,049	固定負債	2,153,139
有形固定資産	363,717	長期借入金	2,112,614
建物	161,862	その他	40,525
工具、器具及び備品	201,854	負債合計	7,999,342
無形固定資産	165,871	(純資産の部)	
ソフトウェア	165,251	株主資本	20,799,341
その他	620	資本金	11,600
投資その他の資産	15,792,461	資本剰余金	16,563,978
投資有価証券	3,597,982	資本準備金	8,280,289
関係会社株式	9,566,703	その他資本剰余金	8,283,689
関係会社長期貸付金	1,979,250	利益剰余金	5,196,000
繰延税金資産	93,654	その他利益剰余金	5,196,000
長期預金	122,503	繰越利益剰余金	5,196,000
敷金及び保証金	436,651	自己株式	△972,237
貸倒引当金	△4,283	評価・換算差額等	303,912
		その他有価証券評価差額金	303,912
		新株予約権	7,110
資産合計	29,109,707	純資産合計	21,110,364
		負債・純資産合計	29,109,707

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	27,596,013
売上原価	18,981,025
売上総利益	8,614,988
販売費及び一般管理費	5,202,738
営業利益	3,412,249
営業外収益	
受取利息	1,975
受取配当金	96,715
助成金の収入	101,705
その他	23,013
営業外費用	
支払利息	11,694
支払手数料	30,913
資金調達費用	34,296
その他	4,283
経常利益	3,554,471
特別損失	
関係会社株式評価損	306,730
税引前当期純利益	3,247,741
法人税、住民税及び事業税	1,127,154
法人税等調整額	△83,569
当期純利益	2,204,156

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	63,367	3,374,249	3,325,881	6,700,130	2,991,844	2,991,844	△41,269	9,714,072
当期変動額								
新株の発行	4,906,040	4,906,040		4,906,040				9,812,080
資本金から 剰余金への 振替	△4,957,807		4,957,807	4,957,807				—
当期純利益					2,204,156	2,204,156		2,204,156
自己株式の 取得							△930,967	△930,967
株主資本以外 の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	△51,767	4,906,040	4,957,807	9,863,847	2,204,134	2,204,134	△930,967	11,085,268
当期末残高	11,600	8,280,289	8,283,689	16,563,978	5,196,000	5,196,000	△972,237	20,799,341

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	133,842	133,842	757	9,848,671
当期変動額				
新株の発行				9,812,080
資本金から剰余 金への振替				—
当期純利益				2,204,156
自己株式の取得				△930,967
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	170,070	170,070	6,353	176,424
当期変動額合計	170,070	170,070	6,353	11,261,693
当期末残高	303,912	303,912	7,110	22,110,364

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年10月25日

株式会社SHIFT
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 博 貴
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南 山 智 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SHIFTの2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SHIFT及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年10月12日の取締役会において、一部の子会社の従業員を株式付与ESOP信託の制度対象に加え、金銭の追加拠出を実施することについて決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年10月25日

株式会社SHIFT
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 博 貴

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南 山 智 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SHIFTの2020年9月1日から2021年8月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年10月12日の取締役会において、一部の子会社の従業員を株式付与ESOP信託の制度対象に加え、金銭の追加拠出を実施することについて決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月26日

株式会社SHIFT 監査等委員会

監査等委員（常勤）

三浦 進

㊞

監査等委員

知識 賢治

㊞

監査等委員

中垣 徹二郎

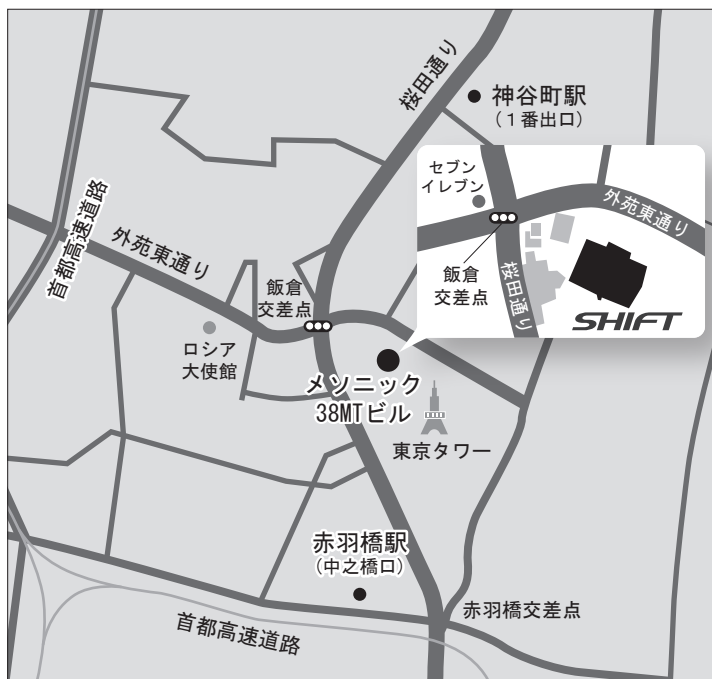
㊞

(注) 監査等委員三浦進、知識賢治及び中垣徹二郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区芝公園4丁目1番4号
メソニック38MTビル2階
株式会社SHIFT 大研修室



会場最寄駅

東京メトロ 日比谷線 「神谷町」駅1番出口より徒歩5分
都営地下鉄 大江戸線 「赤羽橋」駅中之橋口より徒歩7分

※事前登録いただいた株主様のみご入場いただけますので、受付開始の午後0時30分より前にご来場いただくことはお控えください。

※駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願いいたします。

※株主総会終了後「事業説明会」の開催を予定しております。